令和３年度　第１回　人権教育推進協議会議事録

令和３年８月１０日（火）１４時～１６時

事務局	・配付資料の確認 ・委員２２名中１４名の出席により、本会議が成立することを確認
～辞令交付～	
教育長	教育長あいさつ
委員	委員自己紹介
事務局	事務局自己紹介
事務局	会長・副会長選出 会長：大池委員 副会長：草田委員
	会長、副会長あいさつ
会長	それでは、議題１の「山陽小野田市人権教育推進協議会規則」について、事務局から説明をお願いいたします。
社会教育課	それでは、最初にこの山陽小野田市人権教育推進協議会の規則について簡単に説明いたします。 要項の「資料１」を御覧ください。第１条に「山陽小野田市の執行機関の附属機関に関する条例第３条の規定に基づき、山陽小野田市人権教育推進協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例から抜粋したものを、枠の中にいれて記載をしています。 第２条、本協議会委員は２２人以内で、社会教育関係団体代表、学校代表、企業代表、自治会代表、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱または任命させていただいております。 委員の任期は２年で、令和３年７月１日から令和５年６月３０日までとなっております。欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間となります。 会議について、次回からは教育委員会の請求に基づき、会長名でご案内させていただきます。 また、委員の過半数の出席、そして出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるとしております。以下、意見の聴取、結果の報告、庶務等について記載されています。
会長	ありがとうございました。「山陽小野田市人権教育推進協議会規則」についての説明でした。よろしいでしょうか。よろしければ議題の２に進みます。 「山口県人権推進指針」について、こちらも簡単に説明をお願いします。
社会教育課	お手元にお配りしています冊子「山口県人権推進指針」を御覧ください。 まず開いていただいて、県知事の挨拶の後、１ページをお開きください。こちらの方に「指針の趣旨」が書かれております。「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、人権尊重を踏まえた行政を推進するため、平成１４年３月に策定されました。 基本理念は「人権尊重」ですが、この「人間尊重」に基づき、総合的に人権に関する取り組みを推進するために、３つのキーワード「じゆう」「びょうどう」「い

	のち」を掲げています。６ページを御覧ください。今、申しました３つのキーワードがここに記載をされております。 続きまして、１１ページをお開きください。１１ページの右側にページ番号が打ってありませんが、「分野別施策の推進」というものがございます。「分野別施策の推進」の目次の部分に当たる部分ですが、山口県ではここに記載されている１６の人権課題を分野別施策として推進を行っております。 ここにはですね、男女共同参画に関する問題、子どもの問題、高齢者問題、障がい者問題、同和問題、外国人問題など１６ほど施策の推進が定められております。 ここの部分に関わることですが、平成２８年に人権に関する新しい法律ができました。 平成２８年４月に障害者差別解消法、６月にヘイトスピーチ解消法、１２月に部落差別解消法が施行されております。 それでは「山口県人権推進指針」に戻ります。１０ページを御覧ください。ここの１０ページでは、県民の取組、地域社会の取組、民間団体等の取組、企業の取組、市町の取組、県の取組をそれぞれどんな体系で行うかが明記してあります。大変内容の濃い冊子となっております。本日はすべてを御紹介できませんが、またお時間の許すときにこちらの指針を御覧頂けたらと思っております。 以上です。
会長	はい、「山口県人権推進指針」についての説明でした。よろしいでしょうか。 よろしければ、議題３、今年度の「山陽小野田市人権教育推進基本方針及び努力点」について、事務局から説明をお願いします。
社会教育課	それでは、失礼します。 令和３年度「山陽小野田市人権教育推進基本方針及び努力点」を御覧ください。 基本方針として括弧の中に書いておりますが、「一人ひとりが基本的な人権の意義や人権尊重の理念について正しく理解し、実践的な人権感覚や豊かな感性を身につけ、すべての人々の人権が尊重された心豊かな地域づくりを進める市民の育成を図る。そのために、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権尊重の精神が正しく身に付くよう人権教育を総合的かつ効果的に推進する。」としております。 具体的な取組としては「学校における取組」、そして裏面を御覧ください。裏面には地域社会における取組、こちらの方が記載されております。こちらの方も具体的取り組みとして、この後協議される人権講座やヒューマンフェスタについて記載されております。後ほどこちらの協議の時間を設けるようにしております。 それでは基本方針及び努力点は簡単ですが、以上となります。
会長	はい、「山陽小野田市人権教育推進基本方針及び努力点」について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 では続きまして、議題４、今年度の「人権教育推進計画について」事務局から説明をお願いします。

社会教育課	失礼します。それでは私の方から「人権教育推進計画について」説明をさせていただきます。要項の「資料２」を御覧ください。本年度の人権教育推進計画を掲げております。 まず、人権教育推進協議会の開催についてですが、昨年度は第３回を中止としたために年２回の開催となりましたが、今年度は例年通りの年３回を計画しております。第１回は本日８月１０日の開催となります。第２回を１０月から１１月頃に開催を予定です。第３回は２月頃を開催の予定にしております。次回の第２回目の会議では人権に関する作品の中から優秀作品を選考していただく予定としております。第３回は１年間の反省と次年度の方針等について協議していただく予定にしております。 続いて、市民活動推進課よりお願いいたします。
市民活動推進課	続きまして市民活動推進課の人権啓発事業について御説明いたします。引き続き、資料２をご覧ください。 主な事業といたしましては「人権の花運動」、「人権講座」、「ヒューマンフェスタ」の３事業となります。いずれも法務省の委託事業でございまして、山口県からの再委託という形で、当課が委託を受けて実施をしております。市民活動推進課、社会教育課、そして人権教育推進協議会による共催のもと、宇部人権啓発活動地域ネットワーク協議会の御後援をいただいて実施をしております。 まず人権の花運動ですが、ひまわりの育成を通じて豊かな心を育むことを目的として、本日御出席を頂いております、草田会長様をはじめとする本市人権擁護委員様が主体となって、毎年、市内の２小学校を対象として取り組んでおります。昨年度は、高泊小学校、埴生小学校に御協力をいただいておりまして、今年度は、小野田小学校、高千帆小学校が対象校となっております。いずれも学校のペースに合わせて、取り組んでいただいておるところでございます。 次に人権講座でございますが、様々な人権課題をテーマとして、例年７月から８月にかけて全４回の講座を開催しております。地域の皆様を中心に１５０名近くの御参加をいただいておりましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、中止とさせていただいております。しかしながら、コロナに関する誹謗中傷の問題が社会問題となったこともあり、人権学習会という小規模の学習会を開催させていただきました。その他、全ての公民館で人権啓発ＤＶＤの上映会を開催するなど、感染症に関する人権啓発を中心に取り組んでまいりました。 今年度につきましても、感染拡大が懸念されることから、感染症対策を行った上での少人数開催を検討しています。開催時期につきましては今後の動向にも左右されますが、秋頃から複数回の開催ができればと考えております。テーマ設定や開催手法等、委員の皆様より御意見がございましたら後程いただければと思います。 最後にヒューマンフェスタでございますが、こちらは市内の文化ホールを会場としたイベントになります。人権に関する講演会のほか、人権啓発作品の展示・表彰式等を行っておりましたが、こちらも昨年度は中止とし、作品の表彰式のみを各学校で実施していただきました。今年度につきましては、１２月４日に開催を予定しているものの、感染症の状況を踏まえると、ホールでの開催は難しいのではと考えております。そのため、形式を変更し、講演等も含めたオンラインでの開催を検討しておるところでございます。大変厳しい状況ではありますが、このような状況だからこそ啓発の機

	会として前向きに捉え、人推協の皆様や教育委員会のお知恵もお借りしながら、共に取り組んでいければと考えております。 　冒頭にも申し上げましたように、これらの事業につきましては、人権教育推進協議会と共催でございますので、このような形で進めてよいか、計画に関するお気づきや御意見等をお伺いできたらと思っております。 　市民活動推進課からは以上です。よろしくお願いいたします。
会長	ただいま社会教育課及び市民活動推進課の方より、御説明ございましたが、いくつか皆様の御意見をお伺いしたい点がございますので、御協力をお願いしたいと思います。 　まずですね、人権講座及びヒューマンフェスタにつきましては、開催形式の変更について御提案がございました。この両講座につきましては、本会も主催者となりますので、皆様方の御意見をお伺いしたいと思います。まず、人権講座につきましてですが、少人数での開催を計画しているということでございましたが、これについて御意見ございませんでしょうか。 　よろしいでしょうか。
委員	この少人数開催の講座はいつ頃の予定ですか。それと昨年は地域の人に呼びかけないでくれということであんまり動員ということはやらなかったのですよね。それで、今回はどのように考えておられるのですか。
市民活動推進課	時期につきましては、今考えておりますのは、秋頃を考えております。 　動員に関わることですからこれにつきましては、今コロナが感染拡大しておりますので、非常に難しいところでございますが、日頃の大人数の動員は今のところ考えておりませんが、ある程度の人数をお願いするようになるかもしれません。この辺につきましては、繰り返しになりますが、コロナの感染状況等を勘案しながら、また皆さんに御相談しながら、進めてまいりたいという風に考えております。以上です。
会長	ということでございますが、よろしいでしょうか。 　その他ございませんか。
会長	はい、開催につきましては少人数で秋以降にということです。感染状況を見極めながら、また動員を受ける可能性があるということで御承知ください。 　続きまして、テーマについてですが、何か皆様からこのようなテーマがというのがございましたら、お願いいたします。
会長	今すぐには御意見ございませんようですので、事務局の方に一任ということでよろしいでしょうか。もし何かありましたら、事務局の方へ御連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。 　続きましてヒューマンフェスタについてですが、感染状況を勘案しまして、オンラインでの開催を計画しているということでございましたが、これについて御意見ございますか。よろしくお願いいたします。 　御意見ございませんか。はいどうぞ。
委員	オンラインといいますと、どの程度、どなたと、どういう形でやられるのか。ただオンラインと言われるだけでは中々わかりにくいのではないかと思いますが、どの程度の人数で、どの程度の時期を揃えてやられる予定なのか、それがもし分かればお願いします。

市民活動推進課	これについては、まだ確定がしているものはございませんが、現在のところ２パターンの案で検討しているところです。 １つはですね、例えばそれぞれの各小学校がある公民館を中心にして、そこでオンラインで受講していただくパターン。 それからもう１つはですね、例えばYoutube等を活用しながら、ご自宅で見ていただく体制をとるというパターン。 現在のところこの２パターンで考えておりますが、技術的に出来るかどうかというところもありますので、この辺の調査をさせていただきながらですね、より感染防止対策に取り組みながら人権啓発が出来るような体制を検討して参りたいと思っております。以上です。
会長	ということですが、よろしいでしょうか。はい。その他よろしいでしょうか。 意見がないようですので、人権講座、ヒューマンフェスタ共に事務局の方で協議を進めていくということで、御了解いただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。
会長	それでは、「各地区、公民館、学校、企業等の取組」と「その他の活動」について続けて説明をお願いいたします。
社会教育課	失礼します。 「各地区、公民館、学校、企業等の取組」について御説明いたします。各地区、公民館、学校、企業それぞれで、計画・実施していただいておりますが、これにつきましては、昨年度の取組をまとめたものをホチキスでとめた冊子にしております。これを参考にしていただきながら、今年度もそれぞれ取組を行っていただければと思っております。 続きまして、「人権教育研修会」でございますが、これは本協議会の委員の皆さんを対象にした研修会となります。県の主催する研修会でございますが、今年度は１０月１２日（火）に、本市の文化会館、不二輸送機ホールにて県の研修会が行われる予定となっております。近くなりましたら、御案内をお届けしたいと思っております。 「その他の活動」でございますが、まず人権に関する作品の募集です。今年度も、市内の小・中・高等学校の児童生徒に人権に関する作品、標語とポスターの募集に関して学校を通じて行っております。また、一般の方には標語を募集することとしております。応募された作品は第２回の本協議会にて審査をしていただく予定としております。 また一番下の「平和のつどい」ですが、平成９年より市内の中学校で広島県原爆被害者団体協議会の方に講演をしていただいているものでございますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で広島から講師の方をお招きするということができませんでした。そのため、長崎市永井隆記念館と周南市回天記念館より資料の御提供をいただきまして、厚狭中学校と小野田中学校にて授業形式での開催をいたしました。本年度は埴生中学校と竜王中学校でこの「平和のつどい」を開催予定です。感染症対策として少ない人数での開催を計画しており、本年度も対象を中学生のみとして実施させていただきたいと考えております。 以上で資料の説明を終わります。

会長	ただいま、「各地区、公民館、学校、企業等の取組」及び「その他の活動」について御説明頂きましたが、御質問がございますでしょうか。よろしいですか。 確認で聞きますけど、１０月１２日（火）の研修会は、時間がわかりますでしょうか。
社会教育課	まだ、不明でございます。県の方が企画をしますが、午後とは思いますけど、まだ確実には聞いておりません。
会長	はい。時間は未定ということでございます。その他よろしいですか。 なければ、議題５の「人権教育計画書と報告書について」の御説明をお願いいたします。
社会教育課	はい、失礼いたします。それでは、要項「資料３」を御覧ください。要項「資料３」ですが、こちらの方が令和３年度「人権教育事業実施計画書と報告書」のレイアウトになっております。毎年、各小・中・高等学校、各企業、公民館の方々には、この形式で提出をお願いしております。なお、各地区委員さんにおいては別形式の計画書をお渡ししておりますので、会議後に地区代表の委員さんは少しお時間を頂ければと思っております。こちらの方をまとめたものが実績報告の冊子となります。昨年度コロナ禍で、第１回の時を未だに覚えているのですが、何もできない状態ではないのかという話を皆さんとしました。ただ、できることはやって行こうということで、地区委員の皆さんや各学校、企業さん、公民館等で人権教育を行っていただき、実績を御報告いただきました。それをまとめたものがこの冊子です。本年度の参考になると思っていますので、是非御一読の方をお願いいたします。 「資料３」の説明につきましては、以上です。
会長	説明がございましたが、各地区委員さんにつきましてはこの会終了後、少しお残りくださいということです。よろしくお願いします。 それでは、議題６「その他」に参ります。全体を振り返りまして、御意見がございましたらよろしくお願いします。 ございませんでしょうか。なければ議題は以上です。皆さんの御協力のもと、スムーズに進行することができました。御協力ありがとうございました。それでは、事務局に進行を戻させていただきます。
社会教育課	大池会長、ありがとうございました。 それでは、終わりの挨拶を、社会教育課課長　船林より申し上げます。
社会教育課長	～挨拶～
社会教育課	ありがとうございました。皆様、大変お疲れ様でした。今後とも御協力のほど、よろしくお願いいたします。地区の皆様におかれましては、事務連絡等がございますので、今しばらくお席でお待ちください。お疲れ様でした。